

第4章 佐渡市地域新エネルギービジョン実現のために

4.1 新エネルギービジョンの推進

平成16年3月1日、佐渡島の10市町村が合併し佐渡市が誕生しました。佐渡市総合計画では「豊かな自然、薫り高い文化、活気あふれる新しい島づくり」を基本理念とし、「自然と共生するまちづくり」をその基本方針の一つとして掲げています。また、離島のためエネルギー源のほとんどを島外からの化石燃料に頼っている現状から、エネルギーの安定供給の確保が課題となっています。また、環境の面からも、これまで以上に地球温暖化対策を進めていく必要があります。本市の新エネルギーの導入促進について、佐渡市全体のマスタープラン作成のため「佐渡市地域新エネルギービジョン」を策定しました。

しかし、実際に新エネルギーの導入を進めるには、ビジョンを策定するだけでなく、行政の率先的な導入や広報・啓発活動に加えて、市民・事業者・行政が一体となって導入に向けて努力し取組んでいく必要があります。

そこで、市民・事業者・行政の各主体が、新エネルギー導入に自ら取組んでいかなければならない役割を以下に示します。

行政の役割

現在、本市においては新エネルギーが普及しているとは言えません。その理由として、市内においては新エネルギーを実際に目にすることがあまりなく、その有効性や具体的な活用方法、支援制度等を知る機会も少ないことがあげられます。また、市民へのアンケート結果では、佐渡市に期待する役割として「公共施設へ優先的に新エネルギーを導入する」「新エネルギー導入に対する助成・融資制度をつくる」が最も多い結果が出ています。このため、行政は公共事業として率先して新エネルギーを導入し、市民の目に触れる機会を創出するとともに、市民へ最新の情報を随時提供し、また支援策等を講ずる必要があります。

また、本市においては公共施設によるエネルギー消費が佐渡市全体の6.7%を占めており、行政活動において自ら新エネルギー導入に取り組むことで、地球温暖化と資源の枯渇問題を抑制し、市民に健全な環境を提供し保全する義務があります。

よって、行政が率先し新エネルギー導入に取り組む、公共的な環境保全策として事業を実施するとともに、市民・事業者へ新エネルギーに関する情報を提供し、その導入を推進する制度を創出し普及に努めていきます。

公共施設等への率先的導入

- ◆ 公共施設の新設や改築の際に新エネルギーの導入に努め、既存の公共施設についても計画的な導入を推進します。
- ◆ 長期計画に基づく計画的な導入を行います。
- ◆ 市の取組む事業においては新エネルギーの導入及び活用方策を優先的に検討します。
- ◆ 新エネルギーの導入とともに、公共施設等の省エネルギーを推進します。

市民や事業者への新エネルギー・省エネルギーに関する推進と支援

- ◆ 市民や事業者へ新エネルギーへの理解が深まるよう情報発信に努めるとともに、あわせて省エネルギーの推進を呼びかけます。
- ◆ 学校教育や社会教育の現場で環境・エネルギーに関する教育を実施し、新エネルギーの必要性を啓発します。
- ◆ 市民・事業者が新エネルギーの導入に取組みやすい基盤整備の強化をします。

地域活性化のための新エネルギーの導入

- ◆ 基幹産業である第一次産業などの特徴を生かし、様々な新エネルギーの利用による地域課題の解決と地域振興へ役立っています。
- ◆ 市全体がひとつの島であることを活かし、島内各地で取組まれる新エネルギー利用を島内外に発信し観光振興に役立っています。

国・県・周辺自治体への働きかけ

- ◆ 公共施設等への新エネルギーの導入が推進されるよう国・県へ支援を要請します。
- ◆ 新エネルギーの利用に関する技術開発の促進を国・県へ要請します。
- ◆ 本土側の自治体や同様の地理的特徴を持った島嶼地域との協力、交流を促進し、ひとつの島である本市に即した新エネルギーの導入に役立っています。

市民や事業所の役割

平成9年9月、「新エネルギー利用等の促進に関する基本方針」、「エネルギーを使用するものとして国民が果たす役割」、「エネルギーを使用するものとして事業者が果たす役割」が閣議決定され、国民や事業者が自ら新エネルギーの導入に取り組むことの重要性が示されました。

そこで、次世代へ快適な環境を引き継いでいくために本市においても、市民や事業者が日常生活や事業活動の中で、新エネルギーの導入や省エネルギーの実践を自らの役割として取り組んでいくことが期待されています。

家庭や事業所への導入

- ◆ 家庭や事業所へ新エネルギーの導入
- ◆ 自家用車・営業車の購入・更新時にクリーンエネルギー自動車の優先的な導入
- ◆ 事業所などから排出される未利用エネルギー資源の有効利用

家庭や事業所における新エネルギーに関する普及・啓発

- ◆ 家庭や事業所での新エネルギーに関する情報の共有化
- ◆ 新エネルギー導入に関する各種セミナー等へ積極的に参加

新エネルギー導入に関する活動

- ◆ 新エネルギーを理解し、普及するためのシステムの共同設置
- ◆ 地域での取組み、市民団体、NPO 活動を通じて新エネルギーの導入を促進
- ◆ 各種団体活動を通して話題提供や共通理解
- ◆ 行政に対する新エネルギーによる事業や施策の提言
- ◆ 新エネルギー導入に関する支援策等について行政に要望

4.2 今後の方向性と推進体制

(1) 方向性

佐渡市において新エネルギーの導入を進め、地球環境問題、エネルギー問題へ対応するため、以下のような取組みを実践します。

新エネルギー導入のモデル的なもの及び導入が比較的容易なものから着実に実施します。

「普及・啓発策」などのソフト的な対応を遂行します。

すぐに導入ができないものは事業化可能性調査（フィージビリティ・スタディ；FS）や実証試験の実施を検討します。

導入の可能性が低いものは継続的な情報収集と調査・研究に努めます。

新エネルギーの導入の促進とともに省エネルギーの推進の具体的検討を行います。

(2) 推進体制

新エネルギーが広く普及していくためには、市民・事業者と行政が一体となった取組みが必要です。さらに、国、県、周辺自治体等との協力・連携関係を構築し、具体的な検討を進めていくことが新エネルギーの導入を実効あるものとしします。

そこで、新エネルギーの導入促進に向けての行動を起こすための中核となる組織として、佐渡市（担当部署）が中心となり公募市民、事業者、地域団体、市民団体の代表からなる「自然エネルギー導入推進協議会（仮称）」を設置します。

そして、この協議会が中心となって、新エネルギー導入に際しての市民・事業者・行政の各々の情報・意見の交換、各推進状況のチェック・サポートおよび各種問題点に関する検討等に当たります。

この協議会は、新潟県地球温暖化防止活動推進センター等との連携のもと、新エネルギー導入を実施する際に、市民・事業者・行政による連携体制の中心となり具体的な行動を起こす実践グループとしての位置付けとし、新エネルギー導入の拡大を図ります。

今後、この協議会が中心となり図 4.2-1 に示す新エネルギー導入に係る推進体制を構築し、新エネルギー導入に努めます。

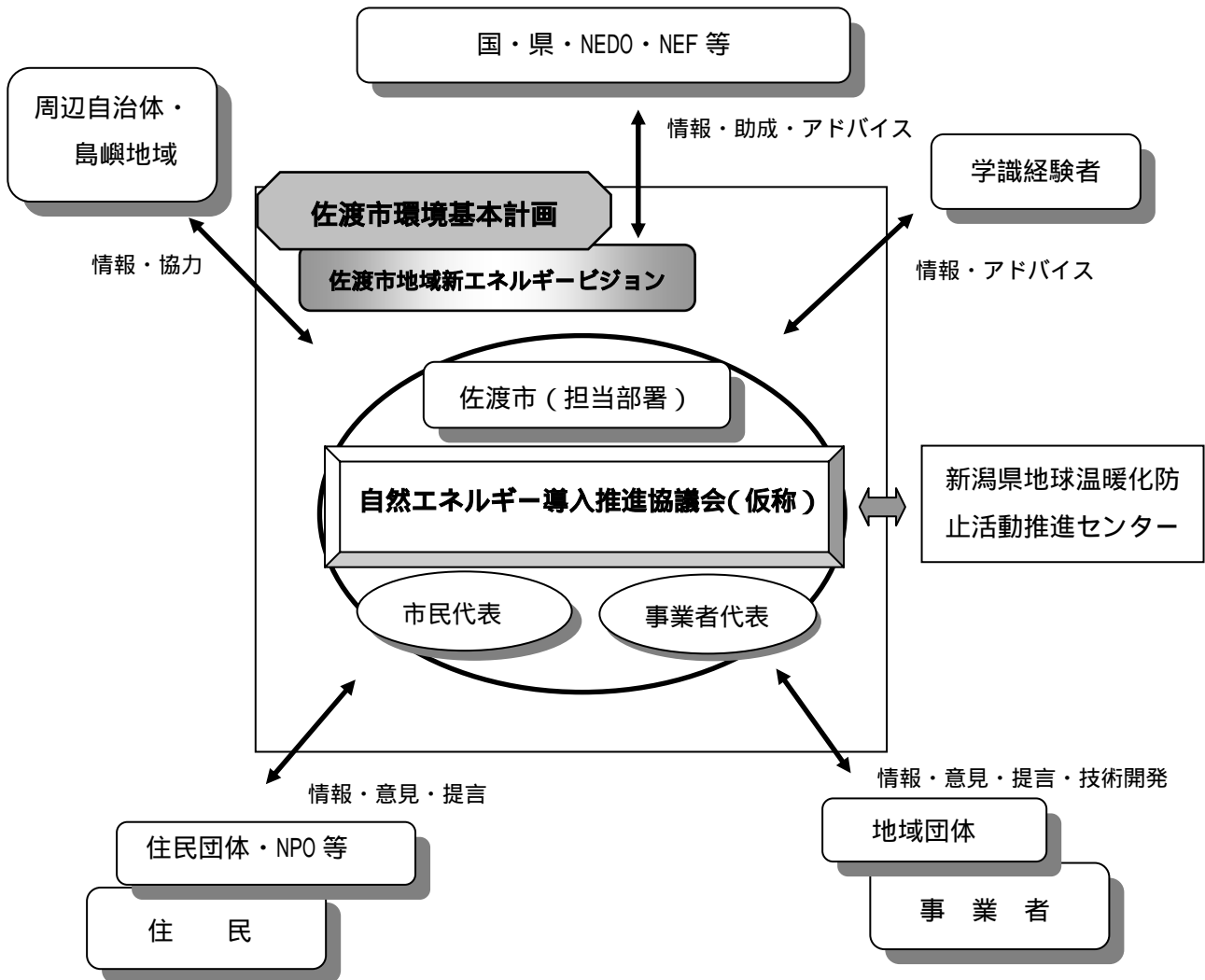


図4.2-1 新エネルギー導入に係る推進体制